

徳島県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

医療法人ゆうあい会	医療法人喜久寿会	名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
同一 一 佐古四番町六	七〇 徳島市南末広町四			佐古あいじつクリニ ツク	同一 一 佐古四番町六	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和七年一月 一日
同一 一 佐古あいじつクリニ ツク			木下病院			訪問看護 介護予防訪問看護	同一 一 三月 一日